



自治振興課  
まちづくり定住推進係  
☎0824-73-1257

4月1日に施行された「庄原市まちづくり基本条例」をシリーズで掲載中。  
前回に引き続き第1章から、今回は条例で用いられる用語の定義について説明します。

【用語の定義】

第3条 この条例において、用語の定義は次の各号のとおりとします。

- ① **まちづくり** 市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動および事業を意味します。
- ② **参画** 主体的に参加し、意思決定にかかわり行動することを意味します。
- ③ **協働** 各主体がそれぞれの役割と責務のもと、対等な立場で共に考え、協力連携することを意味します。
- ④ **市民** 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する個人、住民自治組織および事業者を意味します。
- ⑤ **住民自治組織** 自治振興区や自治会など、一定の地域に生活する人が参加し、良好な地域社会の維持や発展を目的とした団体または組織を意味します。
- ⑥ **事業者** 市内において営利または非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人、団体または組織を意味します。
- ⑦ **市** 市のすべての執行機関を意味します。

【解説】

第3条では、この条例における用語の意味を記述しています。

「まちづくり」は、都市基盤や公共施設の整備だけでなく、自治、産業、交流、環境、保健、福祉、医療、教育、文化などを含めたあらゆる分野での活動や事業を対象としています。

「市民」は、通常、市内に暮らす個人を意味しますが、この条例では、市外居住者であっても市内に通勤通学する人や、住民自治組織、市民活動団体、企業などにも、まちづくりへの協力や提案、活動への参加や自主的な事業運営を期待し、「市民」に含めています。

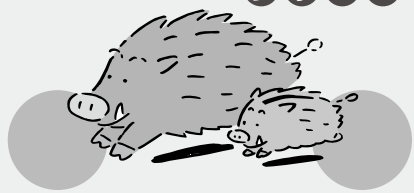
「事業者」は、通常、営利目的の個人や法人を意味しますが、この条例では、非営利の法人、市民活動団体などを含んだ団体や組織の総称としています。

「市の執行機関」には、市長の権限に属する部署のほか、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、市民病院なども含まれています。



## 私にもできる 獣害対策

シリーズ



林業振興課 ☎0824-73-1124

### その2 守れる畑と守れぬ畑

前回、獣害がひどくなる原因は、あなたの畑や集落で餌付けが進んだから、対策は餌付けをやめたらいいだけ、というお話をしました。今回はいくら柵で囲っても餌付けを進めてしまふ「守れぬ畑」と、柵や囲いの努力が実る「守れる畑」のお話です。



#### 1. 守れぬ畑

カキ、クリ、モモといった果樹が生い茂って、枝が畑の外にはみ出した畑。柵で囲っても、やって来た動物は柵の外側から餌にありつきますね。次に、欲張って畦ぎりぎりまで畝たてをして、目いっぱい野菜を植えてしまった畑。これも、サルが手をさし入れたりシカやイノシシが口を伸ばしたりすれば、柵ごしにミニトマトやサツマイモのツルに届いてしまいますね。これではせっかくの柵も「柵さえ探せば餌にありつける」という餌付け装置。柵が餌探しの目印になってしまいます。誰ですか、シカネットにインゲンのツルを這わせた人は！

#### 2. 守れる畑

もうおわかりですよ。つまり、「柵のある所なんて、行っても何も食えないや」というような柵が張れる、畑の周囲に余裕のある畑が守れる畑なんです。畦に自生して大きくなつてしまったビワやカキ、畑からはみ出たモモの枝もバツサリ切ってください。カボチャやスイカのツルを畑の外に伸ばすなんて論外です。西城地域では守れる畑の作り方を学ぶモデルほ場も生まれましたから、機会があれば寄ってみてください。

(近畿中国四国農業研究センター 井上雅史)